

『小規模多機能山かがみ』 利用料金表

介護保険給付サービス利用料金

〔小規模多機能型居宅介護費〕1月当たり

要介護度別所定単位 (1単位 10.17円)	要介護 1 10,458 単位	要介護 2 15,370 単位	要介護 3 22,359 単位	要介護 4 24,677 単位	要介護 5 27,209 単位
利用料	106,357 円	156,312 円	227,391 円	250,965 円	276,715 円
自己負担額 (1割負担)	10,636 円	15,632 円	22,740 円	25,097 円	27,672 円
自己負担額 (2割負担)	21,272 円	31,263 円	45,479 円	50,193 円	55,343 円
自己負担額 (3割負担)	31,908 円	46,894 円	68,218 円	75,290 円	83,015 円

〔介護予防小規模多機能型居宅介護費〕1月当たり

要介護度別所定単位 (1単位 10.17円)	要支援 1 3,450 単位	要支援 2 6,972 単位
利用料	35,086 円	70,905 円
自己負担額 (1割負担)	3,509 円	7,091 円
自己負担額 (2割負担)	7,018 円	14,181 円
自己負担額 (3割負担)	10,526 円	21,272 円

注1 要介護度に応じて定められた金額から介護保険給付額を除いた金額が本人負担額となります。省令によって介護保険給付額に変更があった場合には、本人の負担額も変更いたします。

注2 訪問、通い、泊まりサービスをすべてまとめた1ヶ月間の利用料金となります。サービスを利用した回数や時間に関わらず、1ヶ月間定額となります。

注3 月の途中から登録をした場合、あるいは月の途中で登録を終了した場合には、その期間に応じて日割りをした利用料金をお支払いいただきます。尚、登録日は契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日となります。

注4 本人が要介護認定を受けていない場合にはサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。この場合、本人が保険給付の申請を行うための「サービス提供証明書」を交付します。

加算料金

以下の要件を満たす場合には、（２）の介護保険給付料金に加えて下記の料金をご負担いただきます。

〔小規模多機能型居宅介護〕

加算の種類	内 容	基本利用料	自己負担額（1割負担）	自己負担額（2割負担）	自己負担額（3割負担）
初期加算	利用を開始した日から 30 日間に係る 1 日当たりの加算。30 日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合にも加算の対象となります。	305 円	31 円	61 円	92 円
認知症加算（Ⅱ）	リーダー研修修了者を配置し、介護を必要とする認知症（日常生活自立度Ⅲ以上）の場合に 1 月あたりの加算料金	9,051 円	906 円	1,811 円	2,716 円
認知症加算（Ⅳ）	要介護 2 であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症（日常生活自立度Ⅱ）の場合に 1 月あたりの加算料金	4,678 円	468 円	936 円	1,404 円
口腔・栄養スクリーニング加算	利用者の口腔の健康状態および栄養状態の確認を、6 ヶ月ごとに行った場合の 1 回あたりの加算料金	203 円	21 円	41 円	61 円
看護職員配置加算（Ⅰ）	常勤専従の看護師を 1 人以上配置している場合の 1 月あたりの加算料金	9,153 円	916 円	1,831 円	2,746 円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	随時利用者の様態その他の変化に応じて小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行い、利用者が地域との交流を図れるよう、多様な活動が確保されている場合 1 月あたりの加算料金	12,204 円	1,221 円	2,441 円	3,662 円
科学的介護推進体制加算	科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ提出とフィードバック情報の活用により、サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進した場合の 1 月あたりの加算料金	406 円	41 円	82 円	122 円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	職員の体制要件を満たす場合の 1 月あたりの加算料金	3,559 円	356 円	712 円	1,068 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	加算算定要件を満たす場合の 1 月当たりの加算料金 ※当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。	介護報酬総額× 14.6%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割

〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕

加算の種類	内 容	基本利用料	自己負担額 (1 割)	自己負担額 (2 割)	自己負担額 (3 割)
初期加算	利用を開始した日から 30 日間に係る 1 日当たりの加算。30 日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合にも加算の対象となります。	305 円	31 円	61 円	92 円
口腔・栄養スクリーニング加算	利用者の口腔の健康状態および栄養状態の確認を、6 ヶ月ごとに行った場合の 1 回あたりの加算料金	203 円	21 円	41 円	61 円
総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ)	随時利用者の様態その他の変化に応じて小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行い、利用者が地域との交流を図れるよう多様な活動が確保されている場合 1 月あたりの加算料金	12,204 円	1,221 円	2,441 円	3,662 円
科学的介護推進体制加算	科学的介護情報システム (LIFE) へのデータ提出とフィードバック情報の活用により、サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進した場合の 1 月あたりの加算料金	406 円	41 円	82 円	122 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	職員の体制要件を満たす場合の 1 月あたりの加算料金	3,559 円	356 円	712 円	1,068 円
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	加算算定要件を満たす場合の 1 月当たりの加算料金 ※当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。	介護報酬 総額× 14.6%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割

※ご利用料の計算について

介護保険給付の対象分のご利用料は、国が定めた報酬単位に基づき、該当する各加算を合計した総単位数と国が定めた地域単価により計算いたします。(令和 6 年 4 月より竜王町は 1 単位 10,170 円となっております)

その他の費用

以下の金額は全額が本人の負担となります。

食費	朝食 260 円 昼食 730 円（おやつ代込み） 夕食 560 円
泊まり	1 日あたり 3,000 円
送迎	通常の事業実施地域以内においては無料
おむつ代	実費
洗濯代	事業所において洗濯の支援を行った場合 1 回当たり 300 円
その他	本人の日常生活に要する費用（日常生活品の購入代金等）、教養娯楽に係る実費相当分等で本人が負担することが適切と認められるものについては、別途その費用を実費にてご負担いただきます。